潮発電所の水利使用更新に関する状況(県)

◆水利使用の概要

水利権者:中国電力株式会社

目 的:水力発電

位 置:取水口は神戸川(来島ダム)・放水口は江の川

取水量:最大15. Om3/s

許可期限:平成25年3月31日

◆経 緯

S28.2 中国電力が潮発電所の水利使用許可申請書を県へ提出

S29.3 潮発電所 水利使用許可(河川管理者:島根県)

許可期限 S58.3.31

S58.2 中国電力が潮発電所の水利使用(更新)許可申請書を県へ提出

S58. 12 確認書締結

(知事、出雲市長、頓原町長、佐田町長、大社町長、中国電力)

H8.9 中国電力が潮発電所の水利使用(更新)許可請書(追加申請)

を県へ提出

H11.3 潮発電所 水利使用(更新)許可(河川管理者:島根県)

許可期限 H25.3.31

H18.8 神戸川が斐伊川水系に編入され1級水系となる

H23.6 志津見ダム完成

H24.7.15 神戸川再生推進会議設立総会・総決起大会開催

主張「来島ダムを撤去し、全流量を神戸川に流すこと」

H24.8.29 「神戸川の河川環境に関する専門委員会」第1回開催

~H25.1.30 (6回開催)

H25. 2. 5 専門委員会報告書提出・・・参考-1

中国電力の来島ダムによる神戸川の河川環境への影響(流量、水質、生物など)について検証し、その結果に基づき、今後の河川環境のあり方として、河川管理者や中国電力等において検討し、取り組んでいくべき事項のとりまとめ

2月6日知事コメント

知事「県としては、専門委員会の指摘を踏まえ、国、地元市町、中国電力等の 意見をよく聞きながら対応していく考え」

H25.2.28 中国電力㈱が潮発電所水利使用(更新)許可申請書を国へ提出

同日知事コメント

知事「申請においては、島根県および関係市町等と調整する必要があるため、 来島ダムからの放流量や水利使用期間について、具体的な数値が記載され ていない。

県としては、出雲市をはじめとする地元市町の関係者、中国電力、国土 交通省などの意見をよく聞きながら適切な対応をしていく考え」

- H25.3.3 再生推進会議総決起大会。県に要求書提出
- H25.3.15 出雲市長が知事に「協議の場の設置」を要請

同日知事定例記者会見

知事「関係の方々の意見をよく聞いて、適切に対応を図るというのが県の1つ の役割であり、これからやっていきたい」

要求書

島根県知事が昭和 29 年 3 月 1 日付で中国電力株式会社に対し、来島ダムの水を 潮発電所の発電用として水利使用を認め、その 2 回目の許可期限の満了時期が平成 25 年 3 月 31 日と目前に迫っている。

河川法も昭和 39 年と平成 9 年に改正され、現在では河川の分水もできなく、また河川環境の整備もうたわれ、治水、利水、環境を総合的に管理することとなっている。

神戸川の状況は、来島ダムの水量の 90%が江の川に分水され、①来島ダムに堆積 したヘドロが大量に流れ、志津見ダム下流では河床は真っ黒となっている。②魚も とれなくなるとともに、アオコの発生が見られる。

また、島根県と出雲市との昭和 29 年 7 月 2 日付の覚書、島根県から中国電力株式会社に出された昭和 29 年 3 月 1 日付の命令書、島根県と中国電力株式会社と出雲市ほかとの昭和 58 年 12 月 28 日付の確認書の事項も不履行となっている実態が浮き彫りになってきた。

私たちは、この 60 年間、県、中国電力株式会社に協力を行ってきたが、荒廃した河川・海の状況、運用の現況、今後の気象・河川環境を考えると神戸川へ水を戻し、かつてのような清流の神戸川を目指さねば農業、漁業、地域文化に大きな禍根を残すこととなる。

つきましては、3 月末の水利権の更新に当たり、国から県に意見具申を求められるに際し、水利権の更新の許可をされないよう「神戸川の水利使用更新絶対反対」の署名を添えて強く要求するものである。

平成 25 年 3 月 3 日

神戸川再生推進会議

会 長 林



島根県知事 溝口 善兵衛 様